

免を廃止しようとすることは、政務に免許の取消を求めなければならぬ。

骨牌の製造又は輸入者は製造後二十四時間以内又は保稅地域から引取る前骨牌一組ごとに包装を施し印紙と複数しなければ骨牌を取出すことのできぬ装置をなす義務がある。この義務に違反したときはそれぞれ所定の罰金又は料料に処せられ骨牌は没収される。

又收稅官吏は骨牌の製造所、販売所又は販売者につき骨牌の製造又は販売上の必要な検査又は質問をなすことを得る。

第十七章 物品税

一 沿革

物品税は北支事件特別税中の物品特別税とその廃止と略々同じくするもので、通行税、入場税とともに支那事変特別税法を以て新に設けられ昭和十五年独立の税法に制定せられた。昭和十六年課稅範囲の拡張、税率の引上げ等を見た。

更に昭和十八年及び十九年の二回に亘り購買力の吸収、消費の徹底的抑制の見地から課稅範囲の拡張、免稅点の引下又は撤廃及び税率の引上げに小売課稅を生産者移出課稅に改める等、割期的な改正が行はれた。

昭和二十一年三月終戰後の新しい經濟生活の安定をはかるため、限界価格を標準として課稅最低限度の引上げが行はれた。

その後同年九月には再び小売課税制度を廃止して全面的に移出課税制度に改めるとともに税率の改正等広範囲の改正を行ひ更に昭和二年には税率の引上げが行はれた。

二、課税物件

物品税の課税物件は第一種及び第二種に分れてゐる。第一種は甲類（もつとも奢侈的なもの）、乙類（奢侈品）、丙類（稍々奢侈品なもの）丁類（日用品）戊（必需品）に分かれ、原則として製造移出課税であるが、製造移出課税によること困難な書画及び骨董は小売課税である。

第二種は糖・飴・葡萄糖・サツカリン・グルテン及び蜂蜜でこれも製造移出課税である。

甲類に該当する物品であつて乙類、丙類、丁類又は戊類の何れかに該当するものはこれを甲類とし、乙類に該当する物品であつて丙類、

丁類又は戊類の何れかに該当するものはこれを乙類とし丙類に該当する物品であつて丁類又は戊類の何れかに該当するものは、これを丙類と丁類に該当する物品であつて、戊類に該当するものはこれを丁類とする。右物品の課税品名及び課税最低限については命令を以て詳細に規定してゐる。

三、課税標準及び税率

課税標準は課税物件の種類によつて異なるが、税法は従価税制と従量税制を併用し、第一種の物品については従価税制により、第二種の物品については従量税制を採る。

第一種

- 甲類 物品の価格の百分の百
- 乙類 百分の八十
- 丙類 百分の五十

丁 噴　　物品の価格の百分の三十
戊 涼　　〃
百分の二十

第二種

- | | |
|----------------|------------|
| 一 梓　　す | 千本につき一円亘十錢 |
| ニ 砂、葡萄糖及び麦芽糖 | 百斤につき六百圓 |
| 三 サツカーリン及びジルチン | 一匁につき二千四百圓 |
| 四 蜂蜜 | 百斤につき九百圓 |

第一種丁類のメリヤス、レース、フェルト及、同製品並に粗粉中綿又はステープルファイバーのみを原料とするメリヤス及び同製品についてはその価格の百分の十の税率とする。

次に価格とは製造場から移出するときの物品とする。たゞ書画骨董は小売業者の取扱価格とし、保税地域から引取られる物品であつて、引取人から税金を徴收するものについては引取の際ににおける価格とする。

四、納稅義務者

物品税は製造場から移出された物品の価格又は数量に應じて製造者がこれを徴收する。但し書画及び骨董については取扱せられた物品の価格に應じて小売業者からこれを徴收し、保税地域から引取られる物品については引取られた物品の価格又は数量に應じて引取人からこれと徵收する。

書画骨董が入れその他競争の方法によつて売買せられる場合はその札元又はこれに準すべき者が小売業者として當該物品を取扱するものとみなすことになつてゐる。

次江製造場以外の場所において取扱のため化粧品等を容器に充填し又は改装するときはこれをその物品の製造とみなされる。更に第一種又は第二種の物品が次の場合に該当するときは、これを製造場から移出したものとみなされる。

1. 製造場内において飲用又は食用に供されたときは併し緑茶又は蜂蜜が飲用又は食用に供されたときを除く。
2. 製造場内において第一種若しくは第二種の物品以外の物品又は命令を以て定める第一種の物品の原料として使用されたとき

五、課税免除

政府の承認を受け製造場から移出又は保税地域から引取る物品であつて第一種又は第二種の物品の製造の用に供する第一種又は第二種の物品輸出する菓子、糖菓その他命令を以て定める物品の製造の用に供する鉛、葡萄糖又は麦芽糖には課税しない。右の場合を原料免税と呼んでゐる。

又輸出するもの、学術研究用に供するもの、医療用に供するもの、機械用又は工業用に供するもの、神社、寺院又は故宮において式典用又は礼拜用に供するもの、旅館用に供するもの、通信用に供するもの

非常用に供するもの、教科用図書にして文部省において著作権を有し、又は検定を為したるもの、用に供する既、その他大蔵大臣の指定するもの等特殊用途に供せられる物品についても課税されない。

六、賦課物件

物品税は原則として製造場から移出するときに課せられる。而して毎月分の課税標準を翌月十日までに申告しその月末日までに納付するのである。唯保税地域から引取られる物品については原則として引取の際課税標準を申告し同時に税金を納付する。

税額多額に達し右の原則によるとときは納稅義務者に對し相当に苛酷な場合もあり得るので税額に相当する担保を提供したときは一月以内徵収を猶予することになつてゐる。

七、取締及び罰則

微税の完全を期するため、物品の製造、販売の開始又は廃止についての申告義務、製造者及び販売者に対する記帳義務、収稅官吏の監督权等が認められてゐる。

詐偽その他不正の行為により物品税を逃れしよとした者は、その過脱し又は過脱しようとした税金の五倍に相当する罰金に処せられ、又は滞納に因り五年以下の懲役若しくはその過脱し又は過脱しようとした税金の五倍を超え、十倍以下に相当する罰金に処せられ、又は懲役及び罰金を併科することができ、その他直に税金を懲役され、行政秩序犯に對しても处罚規定が設けられてゐる。

第十八章 馬券税

馬券税は昭和十六年に創設、昭和二十一年に改正せられ、勝馬投票券又は優勝馬券の競得金及びその購買者に対する払戻金に對して課税するものである。

馬券税の納稅義務者は、競馬の開催者であるが、馬券の購買者及び払戻金を受ける者が実質上本税を負担することを予想するものであるから、その性質は所謂間接税に属する。その處罰については間接國稅並則者處分法の適用があり、法律上においても間接税となつてゐる。

一、納稅義務者

馬券税は競馬法又は地方競馬法による競馬を開催するものに對して課税する。

二、課税標準

馬券税は競馬法による勝馬投票券又は地方競馬法による優勝馬票の発行により得た金額につき及びその勝馬投票券又は優勝馬票の購買者に払戻すべき金額から勝馬投票券の券面金額又は優勝馬票の額面金額に勝馬投票的中数又は優勝馬投票的中数を乗じて得た金額を扣除したる金額につき課税する。

納税義務者は競馬終了後直に課税標準類の申告書をその競馬開催の場所の所轄税務署に提出しなければならぬ。申告書を提出しないときは又はその申告を不相当と認めたときは、税務署長はその課税標準類を決定する。一、

三、税率

馬券税の税率は次の如く売得金額に對する課税とその払戻金額に對する課税との二本連になつてゐる。

- (一) 勝馬投票券の発行によつて得た金額の百分の七
優勝馬票の発行によつて得た金額の百分の四
- (二) 勝馬投票券の購買者に払戻すべき金額から命令を以て定めた金額を控除した金の百分の二十。
優勝馬票の購買者に払戻すべき金額から命令を以て定めた金額を控除した金額の百分の十

四、納付

馬券税は競馬終了後二十日以内に納付せねばならぬ。

五、取締及び罰則

馬券税納税義務者に對しては記帳並びに申告の義務を負担せしめ、收稅官吏には本税に関する検査权限を与へられてゐる。

又詐偽その他不正の行為により馬券税を逃れし、又は違脱せんとした者は、その逃れし又は違脱せんとしたる税金の五倍に相当する罰金に処し直にその税金を徴収される。

課税標準中告急偽犯、秩序犯についてもそれそれ規定があり、刑法総則の適用除外についても規定されである。

第十九章 稟 稅 特 別 橋 置

第一節 沿 葉

支那事変の影響等により収益の減少した者の負担軽減その他に關し臨時的措置を講ずるため昭和十三年臨時租税措置法を制定したのであるが、昭和十四年には、更に生産力の拡充、産業振興等に資するため、同法及び支那事変特別税法の改正を行つた。

昭和十五年において中央、地方を通ずる税制の一般的改正を為すに當り經濟諸政策との調和を図るため、本法にも改正並びに新設が見られた。太平洋戦争の進展に伴ひて戦費の一部に充てるため、昭和十七年直接税を中心とする増税が行はれたが、生産力の拡充、貯蓄の増強、産業の再編成等の政策の円滑なる遂行に資するため、幾多の租税上の措置も講ぜられた。

昭和十八年同按税の増税に當つても戦時下の經濟諸政策との調和を図るため、租税上各種の措置を講ずることとした。即ち企業の再編成につき輕減免除の範囲を拡張し、時局の要請に基き予定数量を超えて伐木した山林の所得に対する輕減規定を設け、又額面超過金に対する課税上、特例を設け、鉱業税についても新たに輕減又は免除する規定を設けた。

昭和十八年六月企業整備資金措置法の制定に伴ひ必要な輕減規定を設け、昭和十九年の増税に当つても各種の輕減規定が拡充強化された。
昭和二十年の改正により法令、政府の指導等により法人が合併解散した場合における清算所得及び拂込等に振替えた積立金の課税輕減、企業整備、強制疎開等のため生じた譲渡利得の輕減扶助、免稅、山林の伐木所得に対する輕減扶助、法人の罰科金の損金不算入、法人の申告、納税制度が規定せられた。

然るに終戦に伴ひ、これらの諸規定の大部分はその必要がなくなり、

又存置するの要あるものでもその内容を相当に改りる必要があるりて昭和二十一年九月これが整備をはかるとともに臨時租税措置法を租税特別措置法と改組した。改正後存続したもののは戦後の復興、生産の増強、民生の安定その他戰後における經濟諸政策の遂行上必要と認められるものに限り租税上の措置を講ずることとした。

更に昭和二十二年の税制改正に際しては所得税法法人税法等の全般的改正に伴ひ必要な改廢が行はれた。

第二節 現行法の概要

租税特別措置法は所得税、法人税、相続税、財産税及び登録税を輕減若しくは免除し又はその課税標準の計算若しくはその徵收に関する特例と讀けることと以て目的とする。

一、金融機関に対する所得税の免除

次の公社債預金の利子については、命令の定むるところによつて所得税を免除する。

- (1) 明治三十九年法律第三十四号又は社債等登録法により銀行その他命令で定める金融機関の登録した公債又は社債の利子
- (2) 貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を営む銀行の供託した公債及び社債の利子
- (3) 金融機関に対する金融機関の預金で命令で定めるものの利子

二、相続税の物納の場合の特例

相続税の納付のため不動産又は立木を物納に充てたときは、当該不動産又は立木の物納に因り生ずる譲渡所得又は山林の所得から当該不動産又は立木に課せられた相続税額を扣除する。この場合扣除すべき相続税額は物納に充てた不動産又は立木に課せられた相続税額に当該不動産又は立木の価格に對する物納によつて生じた不動産の譲渡所得又は山林の所得の割合を乘じて計算した金額となつてゐる。

三、価格平衡資金、施設補修準備金の特別

命令で定める法人の設定した価格平衡資金又は施設補修準備金への繰入金は、命令の定めるところによつて法人税法による所得の計算上これを損金に算入する。

四、額面超過金の特別

法人が額面以上の価格で株式を発行した場合の額面超過金は法人税法による所得の計算上益金に算入しない。

五、終戦前に開始した相続に対する特例

終戦前に開始した相続につき相続税を納付すべき義務ある者が相続財産のうちに含まれていた財産を昭和二十一年三月三日まで引継ぎ所有していた場合においてその引継ぎ有していた財産について財産税法の諸規定によつて算定れた価額の合計額が当該財産のその相続開始當時における価額の合計額に比し十分の三以上減少しているときは、当該相続税についてその減少額の当該相続についての課税価格に対する

割合を昭和二十年八月十五日以後に納期限に定められた相続税の税額に乘じて算出を金額に相当する税額を免除する。

六、

相続財産のうちに含まれてゐる在外財産に関する特例

(1) 昭和二十年八月十五日以後に相続の開始があつた場合に相続財産のうちに在外財産が含まれてあるときは、当該在外財産の価格の算定ができるまで当該相続についての課税価格の計算上その価額を相続財産の価額に算入しない。

(2) 昭和二十年八月十四日以前に開始した相続につき相続税を納付すべき義務のある者が相続財産のうちに含まれてゐた在外財産等を昭和二十年八月十五日まで引継ぎ有していなときは、その引継ぎ有している在外財産等の価額の当該相続についての課税価格に対する割合を同日以後に納期限を定められた相続税額に乘じて算出した金額を限度として相続税の徵收を猶予する。

七、耕地交換の場合の登録税の免除

耕作を目的とする土地等の所有権の交換をした場合においては交換による所有権の取得又は交換のためにする所有権の保存の登記については登録税を免除する。

八、企業再建整備等の場合の登録税の軽減

終戦後における各種業の再建整備のため、会社の設立、会社の資本増加等の場合には登録税を軽減する。

22M-69

一一三

東京都中央區日本橋通三丁目七番地
佐野榮一商店謹寫印刷部 印刷





